

**プロジェクト 金融資産の減損に関する会計基準の開発**
**項目 ステップ 2 の総括**

## I. 本資料の目的

- ステップ 2 で取り上げた 10 の論点について、前回第 487 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 21 日開催）及び第 187 回金融商品専門委員会（2022 年 9 月 7 日開催）をもってそれぞれ 1 回審議を行った。本資料は、これまでの審議を振り返り、企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会で聞かれた主な意見を踏まえた ASBJ 事務局による対応案についてご意見を頂くことを目的としている。

## II. 本論点を取り上げる理由

- ステップ 2 で取り上げた 10 の論点に関するこれまでの審議の状況は次の表 1 のとおりである。

[表 1] これまでの審議の状況

項番	論点	企業会計基準委員会	金融商品専門委員会
1	債権単位での信用リスクの著しい増大の判定	第485回 (2022年8月23日)	第185回 (2022年8月9日)
2	将来予測情報の考慮	第482回 (2022年6月29日)	第183回 (2022年6月28日)
3	複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重	第480回 (2022年5月31日)	第181回 (2022年5月25日)
4	貨幣の時間価値の考慮	第484回 (2022年8月1日)	第184回 (2022年7月25日)
5	債務不履行（デフォルト）の定義	第479回 (2022年5月17日)	第180回 (2022年5月9日)
6	信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮	第486回 (2022年9月6日)	第186回 (2022年8月22日)

7	信用リスクを見積る期間	第481回 (2022年6月15日)	第182回 (2022年6月13日)
8	監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮	第487回 (2022年9月21日開催)	第187回 (2022年9月7日)
9	債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討	第487回 (2022年9月21日開催)	第187回 (2022年9月7日)
10	信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法	第486回 (2022年9月6日)	第186回 (2022年8月22日)

3. 以下では各論点における ASBJ 事務局の提案及びこれまでの審議で聞かれた主な意見の内容を改めて確認した上でステップ 2 の総括を行う。

### III. 各論点に関する事務局の提案及び主な聞かれた意見

#### 特段の異論が聞かれなかった論点

4. 次の論点については、これまでの審議において、事務局が示したステップ 2 における取扱いに関する提案について特段の異論は聞かれていない。

#### (債務不履行（デフォルト）の定義：表 1 項番 5)

##### ASBJ 事務局の提案

- IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における定めをそのまま取り入れ、会計基準上ではデフォルトの定義を行わず企業が信用リスク管理で用いている定義を用いるものとするが、首尾一貫性を確保するため、バックストップとして 90 日以上の延滞を債務不履行とみなす反証可能な推定規定を設ける。

##### 主な聞かれた意見

- ステップ 2 では IFRS 第 9 号における定めをそのまま取り入れるという事務局提案に賛成する（第 180 回金融商品専門委員会（2022 年 8 月 9 日開催）及び第 479 回企業会計基準委員会（2022 年 5 月 17 日開催））。

**(信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮：表1項番6)**ASBJ 事務局の提案

- 信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定時における担保の考慮に関しては、IFRS 第9号の定めに追加又は変更は行わない。

主な聞かれた意見<sup>1</sup>

- 日本の銀行の債務者区分においては、担保の有無を反映しておらず、SICRの判定に担保の有無を勘案すると却って複雑性が増すことから、本論点について特段の対応を行わないとする事務局案に賛成する（第186回金融商品専門委員会（2022年8月22日開催）及び第486回企業会計基準委員会（2022年9月6日開催））。

**(監督当局等から示されたガイダンスやレターの考慮：表1項番8)**ASBJ 事務局の提案

- 原則として監督当局等から公表されたガイダンスは取り込まないこととするが、IFRS 第9号の柔軟性を確認するガイダンスについては基準の理解を深め、実務上の困難性を軽減する可能性があることから結論の背景等で何らかの形で触れることを検討する。

主な聞かれた意見

- 監督当局等から示されたガイダンスは、それぞれ発出された目的や位置づけが異なり、日本に馴染むとも限らないことから、会計基準に関するもの以外は取り込まないとの事務局案に賛成する（第487回企業会計基準委員会（2022年9月21日開催）及び第187回金融商品専門委員会（2022年9月7日開催））。
- 実務の一貫性確保による企業間の比較可能性の向上に資するのであれば、IFRS 第9号の柔軟性を確認するガイダンスについて、結論の背景等で何らかの形で触れるとの事務局案には賛成する（第487回企業会計基準委員会（2022年9月21日開催）及び第187回金融商品専門委員会（2022年9月7日開催））。

**追加的な検討が必要との意見が聞かれた論点**

5. 次の論点については、これまでの審議において、事務局が示したステップ2における取扱いに関する提案の方向性に概ね賛成を頂いたが、追加的な検討が必要である

---

<sup>1</sup> なお、債券の現先取引等について担保を考慮した取扱いを検討すべきとの意見も聞かれているが、これについてはステップ3で検討することを予定している。

との意見が聞かれている。

**(信用リスクを見積る期間：表1項番7)**ASBJ事務局の提案

- 契約上の期限前返済や延長を考慮した予想存続期間を見積期間とする IFRS 第9号の定めをそのまま取り入れる。

主な聞かれた意見

- 全体として事務局の提案には賛成する。ただし、銀行の実務では1年単位で格付遷移データやPDの計測を行い、1年未満にも使用しているため、IFRS第9号B5.5.43項の予想存続期間が1年未満の取扱いを日本基準に落とし込む際には、1年PDを代替として用いることが過度に制約されず、適用できる余地を残すように文言についても慎重に検討すべきである（第481回企業会計基準委員会（2022年6月15日開催）及び第182回金融商品専門委員会（2022年6月13日開催））。
- 信用リスクの見積期間は、原則として契約期間としつつ、予想存続期間が1年未満の場合には見積期間として1年を使用できるといったオプションを導入することも検討すべきである（第182回金融商品専門委員会（2022年6月13日開催））。
- IFRS第9号の見積期間の定めを取り入れるとしても、実務にどのような影響が出るのか把握しておくことが重要である（第182回金融商品専門委員会（2022年6月13日開催））。

再検討すべき論点

- 予想存続期間が1年未満の場合の取扱いについては意見が聞かれているため、今後の審議において追加的な検討を行う。

**規範性の無い教育文書等を提供することに関する意見が聞かれた論点**

6. 以下の論点については、我が国での予想信用損失モデルの実務適用に資するように、規範性の無い教育文書等を提供することについて今後検討を行うべきという意見が聞かれている。

**(債権単位での信用リスクの著しい増大の判定：表1項番1)**ASBJ事務局の提案

- IFRS第9号の定めをそのまま取り入れるが、我が国における現行の信用リスク管理の実務と親和的な適用イメージを規範性の無い教育文書で示す。

主な聞かれた意見

- SICR は ECL モデルにおける重要なポイントであり、IFRS 第 9 号の原則を取り入れる事務局案の方向性に賛成する（第 185 回金融商品専門委員会（2022 年 8 月 9 日開催））。
- IFRS 第 9 号を採用していない金融機関の適用に係る負担及び国際的な比較可能性を考慮すると、事務局の提案である規範性のない教育文書として適用のイメージを示すことに賛同する（第 185 回金融商品専門委員会（2022 年 8 月 9 日開催））。
- 教育文書で示す場合、その策定のプロセスやデュー・プロセスも含めた具体的方法について検討する必要がある、教育文書のほか設例において示すことも考えられるため、提供方法については検討すべきである（第 485 回企業会計基準委員会（2022 年 8 月 23 日開催）及び第 185 回金融商品専門委員会（2022 年 8 月 9 日開催））。
- 教育文書に規範性が無いと言いつつ実際にはデファクトスタンダードとなり副次的な作用を起こす懸念はないか（第 485 回企業会計基準委員会（2022 年 8 月 23 日開催））。

**(将来予測情報の考慮：表 1 項番 2)**ASBJ 事務局の提案

- 予想信用損失への将来予測情報の反映、すなわち SICR の判定及び複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重並びに信用リスクを見積る期間のいずれにおいても IFRS 第 9 号の原則となる考え方及び要求事項の趣旨をそのまま取り入れるものの、具体的な考慮の手法を詳細に会計基準等では示さない。

主な聞かれた意見

- 会計基準等で具体的な手法を示さないという事務局提案には賛成するが、実務の観点からは、GDP 等のマクロ指標を使用する例や複数シナリオの適用に関する例など、具体的な手法を示すことを検討すべきではないか（第 183 回金融商品専門委員会（2022 年 6 月 28 日開催））。
- 実務上の適用を容易にするためのガイダンスを追加すべきと考える。特定の方法を示すことにより企業の判断を阻害する可能性については、あくまで例示列挙である旨と、当該例示は企業が予想信用損失の測定目的を満たすためのもっとも適切な技法を決定することを妨げるものではないことをガイダンスに明示することで回避できると考えられる（第 183 回金融商品専門委員会（2022 年

6月28日開催))。

- 例示を示すことにより規範性を持ち、過度にルールベースとなることは望ましくない。また、規範性がない例示を作成することに効果があるのかという点や、デファクトスタンダードとなり得るというデメリットもあわせて考慮すべき。一方、実務の助けになるという観点や作成者と利用者の目線を合わせることができるという観点から有用であると判断されるならば、例示を提供する意義はある(第482回企業会計基準委員会(2022年6月29日開催))。

### (複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重：表1項番3)

#### ASBJ事務局の提案

- 複数シナリオの考慮も含めた結果の確率加重に関しては、IFRS第9号の定めをそのまま取り入れる(追加的なガイダンス等は示さない)。

#### 主な聞かれた意見

- 複数シナリオの考慮も含めた結果の確率加重を取り入れることに賛成する。設例や結論の背景において、事務局の確率加重に関する考えを示していくことは有用ではないか(第181回金融商品専門委員会(2022年5月25日開催))。
- ガイダンスを示すことにより、企業各社の実情に応じた判断を阻害するという事務局の懸念は理解するが、今回取扱っている論点は実務の観点からは無視できない困難性があるように思われるため、何らかの形でガイダンスが提供されることは、作成者及び利用者にとって有用であると考え。ステップ4を見据えると、ガイダンスの必要性についてももう少し検討すべきと考える。(第480回企業会計基準委員会(2022年5月31日開催))。
- 実務上の適用を容易にするためのガイダンスを追加すべきと考える。特定の方法を示すことにより企業の判断を阻害する可能性については、あくまで例示列挙である旨と、当該例示は企業が予想信用損失の測定目的を満たすためのもっとも適切な技法を決定することを妨げるものではないことを明示することで回避できると考えられる(第181回金融商品専門委員会(2022年5月25日開催))。
- 複数の経済シナリオによる確率加重の方法の使用が基準上の要求事項として一律に求められると受け止められないようにする必要がある(第181回金融商品専門委員会(2022年5月25日開催))。



## 実効金利法による償却原価に関連する定め取扱いと相互に関連しているため引き続き検討することを提案した論点

7. 表1項番4、9及び10については、実効金利法による償却原価測定等のIFRS第9号の分類及び測定に関する規定と関連性があることから、両方を含めて全体的に整合的となることに留意しつつ引き続き検討するとの提案を行い、これまでの審議において概ね賛成頂いている。

### (貨幣の時間価値の考慮：表1項番4)

#### ASBJ事務局の提案

- IFRS第9号の債権の測定(実効金利法による償却原価)に関連する定め取入れ方及びそれに対応した割引率(実効金利又は約定利子率)の設定については引き続き検討を行うこととし、それ以外の貨幣の時間価値の考慮に関するIFRS第9号の定めについてはそのまま取り入れる。

#### 主な聞かれた意見

- ステップ2の観点から、減損と合わせて実効金利に関するIFRS第9号の規定の選択適用を認める方法は現実的な選択肢と考える(第484回企業会計基準委員会(2022年8月1日開催)及び第184回金融商品専門委員会(2022年7月25日開催))。
- 実効金利法による償却原価は、減損に関連はするが、本質的には分類及び測定に関する論点であるため、その文脈で今後議論する必要があると考えられる(第484回企業会計基準委員会(2022年8月1日開催))。
- 貸付に関連する手数料や取引コストを考慮した実効金利法と約定利子率を用いることの相違が、必ずしも情報の有用性を著しく損なう程の影響があるというわけではない可能性もある。そのため、具体的に検討する際には、実際の影響についても確認することが必要である(第484回企業会計基準委員会(2022年8月1日開催))。
- 銀行の金利や収益を管理するシステムと引当のシステムは別になっていることが通常であり、合わせるとなると相応の負担がある(第184回金融商品専門委員会(2022年7月25日開催))。

**(債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討：表1項番9)**ASBJ 事務局の提案

- 実効金利法による償却原価測定と条件変更に関して全体的に整合的になることに留意しつつ、日本基準における金融資産の減損プロジェクトにおいて分類及び測定についてどのように取り込むか事務局から提案を行う。

主な聞かれた意見

- 条件変更時における引当の算定方法は、金融資産の認識を中止するかどうかにより変わり得るため、分類及び測定の議論の中で引き続き議論するとの事務局案に賛成する（第187回金融商品専門委員会（2022年9月7日開催））。
- 条件変更の論点は、条件変更に係る損益の認識、認識の中止及び減損の3つに関連するが、いずれも法的な整理及び実務への影響が大きいため難しい論点である。会計基準間の差異が存在する金融資産の認識の中止について検討の範囲に含めるかなど、分類及び測定の検討範囲をどう定めるかについて難しい検討も必要となるため、慎重に考える必要がある（第187回金融商品専門委員会（2022年9月7日開催））。
- IFRS適用企業においても、認識の中止か条件変更かの境界の見極めは難しく、その取扱いにばらつきがある。そのような状況においては、IFRS第9号と同等の実務及び結果をどのように実現すればよいか自体が難しいため、IFRS第9号の文言をそのまま取り入れることについては慎重であるべきと考える（第487回企業会計基準委員会（2022年9月21日開催））。

**(信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法：表1項番10)**ASBJ 事務局の提案

- 本論点は分類及び測定において実効金利法による償却原価測定に関わるため、「貨幣の時間価値の考慮」及び「債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討」と合わせて検討する。

主な聞かれた意見

- 利息収益の認識方法は、融資手数料等の取扱いも含めた実効金利法の適用に関する議論と密接に関連するため、分類及び測定に関する議論の中で検討する事務局案に賛成する（第486回企業会計基準委員会（2022年9月6日開催）及び第186回金融商品専門委員会（2022年8月22日開催））。



- IFRS 第 9 号の取扱いは会計又はファイナンスの考え方としては首尾一貫しているが、回収可能性が限定的な債権の利息を収益計上することには直感的な違和感もあるため、現行実務を変えてまで IFRS 第 9 号の定めを取り入れるかどうかコスト・ベネフィットの観点も踏まえて慎重に検討すべき（第 486 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 6 日開催））。
- 銀行の引当と金利や収益を管理するシステムは別のシステムとなっていることが通常であり、マニュアルで対応する場合には相応の負担が生じることから、実務を踏まえた簡便的な対応が必要である（第 186 回金融商品専門委員会（2022 年 8 月 22 日開催））。

#### **IV. ASBJ 事務局の対応案**

8. これまでの審議を踏まえて、次の論点については関連する IFRS 第 9 号の定めを取り入れ方について追加的な検討が必要との意見が聞かれているため、今後の審議において検討を行うこととしてはどうか。
  - 信用リスクを見積る期間（表 1 項番 7）における予想存続期間が 1 年未満の場合の取扱い
9. また、次の論点については、我が国での予想信用損失モデルの実務適用に資する規範性のない教育文書等を提供することについて意見が聞かれている。これらの論点については、設例と規範性のない教育文書との位置付けの違いも考慮しつつ、その内容について具体的に検討を進めることとしてはどうか。なお、教育文書の公表に関するデュー・プロセスについては適正手続監督委員会に確認を行う。
  - 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定（表 1 項番 1）
  - 将来予測情報の考慮（表 1 項番 2）
  - 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重（表 1 項番 3）
10. なお、将来予測情報の考慮（表 1 項番 2）に関する審議では、定量モデル等によって取り込みきれていないと考えられるリスク要因を経営者の定性的な判断により織り込むこと（マネジメント・オーバーレイ）については改めて検討を行う予定としていた。そのため、今後の審議においてマネジメント・オーバーレイについて検討を行う。

11. さらに、次の論点は、実効金利法による償却原価測定等の IFRS 第 9 号の分類及び測定に関する規定並びに各論点間で関連性があることから、ステップ 2 の 10 の論点に関する審議を一通り行った上で、全体的に整合的となることに留意しつつ引き続き検討するとしている。これらの論点の検討については審議事項(2)-3において、IFRS 第 9 号における実効金利法による償却原価に関する定めの確認及びステップ 2 での取り入れ方の組み合わせにおいて、考慮すべき各論点の関連性について整理を行った上で、今後、検討を続けることを予定している。

- 貨幣の時間価値の考慮（表 1 項番 4）
- 債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討（表 1 項番 9）
- 信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法（表 1 項番 10）

**ディスカッション・ポイント**

本資料第 8 項から第 11 項の事務局の対応案についてご意見を伺いたい。

以 上